

県南広域振興局長告示第 75 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、夏川沿岸土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成 18 年 7 月 21 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 就任

監事

及 川 信 夫 一関市花泉町油島字日向平 119 番地 2

黒 澤 盛 昭 " " 涌津字熊ノ倉 97 番地 1

佐 藤 富 夫 " " 永井字鞍懸山 96 番地

2 退任

監事

及 川 信 夫 一関市花泉町油島字日向平 119 番地 2

黒 澤 盛 昭 " " 涌津字熊ノ倉 97 番地 1

佐 藤 富 夫 " " 永井字鞍懸山 96 番地